

新中国の合作社運動

ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠 / MURAYAMA, Shigetada

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

1955-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017375>

新中国の合作社運動

村 山 重 忠

中華人民共和國をうみだした中国人民政治協商會議は、一九四九年九月公表した「共同綱領」の第四章經濟政策のなかで、五つの社會經濟要素（「ウクラード」）を規定している。

これら五つの要素は、新民主主義中国の全國國民經濟を構成するものであつて、国营經濟、國家資本主義（國家資本が私的資本と協力した經濟）、私的資本主義（主として資本主義的な私營の商工業）、農民と手工業者の個人經濟、合作社經濟がそれである。

ところで、これら五つの經濟のうちでの指導的要素は、いふまでもなく国营經濟であるが、その特徴とするところは、生産手段の所有權が、労働者・農民などの勤労大衆が主体となつてゐるところの新民主主義國家に属してゐることである。従つてこの種の經濟は、基本的には社會主義的であつて、他の例えば國家資本主義のように、部分的には社會主義的であるが、また部分的には資本主義的であるところの過渡的な經濟や、農民と手工業者の個人

經濟のように、生産者自身の需要をみたすことを目的とするいわゆる單純商品經濟で、利潤の追求を目的とするものではないが、しかしやはり小規模ながらも角資本主義的な性格を具有しているものや、私的資本主義のように、資本家が生産手段や生産の成果を私有し、労働者の剰余労働を搾取することをその基礎としてゐるものや、合作社經濟のように半社會主義的な性格を持つものなどとは全く異なる。

しかし、それかといつて、これら五つの經濟要素は「互に隔離したり、互に孤立したり、互に依存しあわないものではなく、互に密接につながり、互に依存し、互に制約しあつてゐる」（註一）のである。ただし將來において國の工業化や農業の合作化・集團化が成功した暁においては、社會主義的性質の国营經濟は、必ず「相對的優勢から絶對的な優勢」へと發展し、資本主義的な私營企業は、かならず「相對的な劣勢から絶對的な劣勢」へと發展する。そして同時に、おくれた經濟・技術も、しだいに改善され、先進的な權力の性質に適合するようになる。このように新民主主

主義經濟の發展過程は、社会主義經濟要素の發展過程であり、そして、經濟、技術がたえず改善され、合作化・集團化がたえず發展する過程でもあるのであって、この過程において、新民主主義は「一日一日と、その社会主義的要素を増加し、一日一日と、社会主義社会へ移行する」もので、これは「一つの闘争の過程であると同時に、量から質への変化の過程でもあり、些細な、かくれた量的変化から明白な変化に、根本的变化に、質的变化に移行するような發展過程でもある」(註二)。ただし新民主主義の時期における經濟上の特質は、社会主義でもあるし、資本主義でもあるということができる。しかし、發展の方向が社会主義にあることは既に述べた通りである。

註一 新民主主義經濟研究会編訳「中国革命の理論」上巻所収の許瀚新「過渡期における社会主義の基本的經濟法則」一六七頁。

註二 右同一六八頁。

さて、新中国の新民主主義政治・經濟制度のもとにおける合作社經濟は、既に述べたように、一つの半社会主義的な性格を持つ經濟要素であるが、それが半社会主義的な性格を持つ經濟要素であるという理由としては、沈志遠は、主として次の三つの原因がある、といっている(註)。

第一に、合作社は、必然的に社会主義的性格を持つ国营經濟の「外郭的」要素である。それは国家(国营經濟をつうじて)の直接的援助と指導のもとに組織され、發展したものである。新民主

主義經濟における闘争において、合作社は国营經濟と同一戦線上に立っている。

第二に、それ自身、基本的には、資本主義的搾取をやらない。それは、やはり個人經濟的な、生産手段の私有制を基礎としているが、生産は共同の労働によって進められており、生産手段の使用方法もまた共同的であり、集團的である。

第三に、發展過程からみれば、それは、私的な個人經濟から社会主義的な集團經濟にむかう一つのかげ橋であり、一つの過渡的形態である。農民と手工業者の個人經濟は、合作社というこの種の過渡的形態をつうじてのみ、社会主義的な集團經濟に發展することができるといえる。

(註) 沈志遠著、山下訳「新民主主義經濟論」三一—三二頁。

新民主主義經濟のもとでの合作社經濟が半社会主義的な性格を持つ經濟要素であるということは、既に人民政治協商會議の「共同綱領」のうちに「合作社經濟は、半社会主義的性格をもった經濟であり、全人民經濟の一つの重要な組成部分である。人民政府はその發展を援助し、さらに優遇しなければならない」(第二十条)と、はっきり書かれているし、また一九五四年九月二十日の中華人民共和國第一期全国人民代表第一回會議において採択された中華人民共和國憲法においても「合作社經濟は勤勞大衆の集團的所

有制の社会主義的經濟、または、勤勞大衆による部分的な集團所有制の半社会主義的經濟である。勤勞大衆による部分的な集團的

所有制は個人農民、個人手工業者およびその他の個人勤労者を組織して勤労大衆の集団的所有制にみちびく過渡的な形態である。国家は合作社の財産を保護し、合作社経済の発展を奨励し、指導し、援助し、かつ、生産の協同化を發展させることを個人農業及び個人手工業の改造の主要な道とする」(第七条)と規定していることでもわかる。

新中国における合作社経済は、土地の私有制、そして、他の大部分の生産手段も、これまた、私有制の基礎の上にうちたてられた集団経済であるが、国营経済の指導・援助のもとに、その外郭的要素乃至は助手的な要素として国营経済との間に一定の分業、合作關係を保持しつつ、ブルジョアジーによって代表される資本主義経済との闘争を続けて行かなければならない。しかし合作社経済は多分に私的経済と連けいを持っているのであって、そうした意味から、合作社経済は、不完全な形での社会主義経済、すなわち半社会主義経済であるということになるのである。

また、合作社は、前に述べたように、土地の私有制や大部分の生産手段の私有制の基礎の上にうちたてられた経済であるが、兎も角部分的ながら共有の生産手段を持ち、一部の共有財産を蓄積し、そして集团的に生産を行い、労働に応じて報酬が支払われるという仕組になっているのであるから、このような観点からすれば、合作社も、やはり社会主義的な性質をそなえているということができる。唯、生産手段が完全に共有されず、土地もまた共有

されていないという点に、半社会主義的であるという見方が成り立つであろう。

かくて、合作社は、私的な個人経済から社会主義経済的な集団経済にむかう一つのかけ橋として、一つの過渡的形態として、人民革命が、全国的規模において勝利し、そして中華人民共和国がうちたてられた後大きな役割をおびて登場し、爾来ますます發展し、建国後僅か五年を経過しただけではあるが、今日では既に新中国経済における巨大な経済要素となっているのである。

とも角新中国は、周知のように、これまでは工業がおくれており、個人小生産が量的に絶対優位をしめているのであるから、合作社経済を大規模に發展させることが是非とも必要なのである。

二

現在、新中国に設立されている合作社には、大きく分けると農業合作社と手工業合作社とがある。

顧みれば、中国において人民政權が成立して後、直ちに着手した最初の、しかも最大の社会改革は土地改革であった。土地改革の意義は、これまで中国の農村に存続している封建・半封建的生産關係を除去し、徹底的に農民を解放し、土地を耕す農民に与えるということにあるが、さらにそれはまた、土地改革を通じて封建・半封建的な搾取的生産關係を除去し、社会の生産力を、その生産關係のかせから解放し、それを自由に前進、發展させるとい

うことにもある。

旧い中国においては、全国人口の八〇%をしめる農民大衆が、高額の小作料や高利貸付やその他さまざまな方法や形式によって地主からはげしく搾取され、そればかりでなく、さまざまな税金や労役を背負わされ、商人からもまた遠慮なく搾取を受けたのである。従って旧い中国においては、農民は一般に再生産を行う余裕が全然なく、いなむしろ年々その生産を維持してゆくことさえむずかしかつた。しかも農民大衆は、これに加うるに官僚、軍閥買弁そして帝国主義から幾重にも圧迫、掠奪されていた。農民大衆の貧窮はおして知るべきである。新中国の農業は、このような状態を基礎にして出発した。従って、土地改革の意義は、中国においては特に大きい。人民政府は、真先きにこの土地改革を行ったのである。一九五二年末までには、全国の約九〇%の農業地区で土地改革が終り、農業人口四億二千万が封建的束縛から解放され、生産の積極性が全般的に高まって来たので、ここにはじめて農業合作社の発展する前提条件ができた。農民は毛沢東主席の「組織しよう」の呼びかけに答え、農業の増産を中心目標とする互助協同化運動を展開した。もちろん、これは、命令や行政手段によって進められたのではなく、主として農民の大衆組織を通じて、大衆の自主的原則によって進められたのであった。各地で互助協同組織が発展し、そのなかからは高度の形態である農業生産合作社さえも生れた。そして一九五二年の秋、全国には六百万

余の互助組と、約四千の農業生産合作社ができ、これに組織された農家三千五百万戸（一億七千五百万人）、全国総農家の四〇%前後を占めるにいたつた。

レーニンの協同組合についての理論とソ同盟の経験は、新中国における合作社組織の問題には、はかりつくせぬ役割をはたした。それは中国共産党を指導し、はげました。中国共産党は、合作社の組織についてはレーニン主義の諸原則を中国革命の具体的条件に適用しながら、中央委員会と毛沢東にみちびかれて、中国の民族的特殊性にあつた実際のな改造形態をとつて来た。互助組と半社会主義的農業生産合作社と、完全な社会主義型の農業生産合作社、つまり集団農業がそれであるが、互助組とは、農民が協同作業をするためのグループのことであり、「換工互助」から出たものであつて、農繁期などに農民が協同作業や、協同植付けを行うことである。その成立発展の過程やその地方の条件によつてさまざまであるが、とも角、中国の農業生産における互助合作組織の最初の形態であつた。それは一九三七年以前の第二次国内革命戦争の間にはじめてあらわれ、後、一九三七年から一九四五年までの抗日戦争時代に革命根拠地につくられて行つた。この生産組織化の方法は、封建制を取り除いた後、農民の手で発見され、適用されるにいたつた。互助組は、基本的には今日次の二つの種類に分つことができる。その一は簡単な労働互助であり臨時的季節的なもので、労働力、役畜、農具等不十分なものが、互に必要な

場合に助け合うもの。その二は全年性の互助組（常年互助組）であつて、これは前者に比べ高度の形式で、比較的固定した労働組織である。これらは、比較的厳格な労働計算制度や労働決済制度をつくっているし、簡単な生産計画もたてている。また新しい農業技術もある程度とり入れ、労働の分業もある程度行われ、ある程度の共有財産も蓄積しているのである。要するに互助組は生産力増強のための協同作業であつて、これによって農民自身の収入を増すことができる。従つて農民としてもこれを要望する。しかし農民の間に「個人経営は互助に劣り、互助は合作に劣る」という大衆的な結論が出てるように、農民たちの間には、政府の指導、援助もあるが、漸次個人経営を捨てて先ず互助組へ、そしてさらに農業生産合作社へと結集して行く傾向が現れて来ている。

農業生産合作社の基本的な特徴は、組合員が、各自その土地と生産手段と労働力を提供し、集団的に耕作し、集団的に経営し、生産物を、各組合員が出資した土地の面積と労働力とによって統一的に分配するという点にある。

要するに生産合作社は農民が自己の土地を持株として出資し、統一管理にもとづいて労働を組織するのであるが、一方ではまだ土地とその他の生産手段は農民の私有物とされている。しかし合作社は組合員全体のためにこれを利用するのである。そして収穫の収入は土地所有者にだけ与えられるものではない。この点互助組の場合と同様である。分配にあつたての比重は、労働日数によ

り算出される消費労働量に大きくかかっている。そしてその残りは、一部は組合員の間で各人の出資した持株にもとずき分配され、一定の部分は合作社の予備金及び組合員の福利基金として据おかれる。かくして農業生産合作社では、生産手段の私有が実質的には共有に変じている（註一）。

毛沢東は、この農業生産合作社を高く評価し、次のようにいつている。

「もし、個人労働から集団労働へ転化する生産様式上の改革がなければ、生産力は、やはり、一歩も発展することができない。したがって、個人経済を基礎とする労働の相互援助組織を建設すること、つまり農民の農業生産合作社を組織することが、ひじょうに必要になつてくる。こうしてはじめて、生産力を大いに引上げることができるようになる」（註二）と。

註一 中国共産党中央委員鄧子恢「社会主義改造のみちをすすみつつある中国農業」（恒久平和のために、人民民主主義のために！一九五四年九月一〇日号）

註二 毛沢東「合作社論」（沈志遠著「新民主主義経済論」一三五頁から引用）。

さて、一九五三年二月、中国共産党中央委員会は「農業生産互助合作に関する決議」を発表したが、そのなかで、右に述べた三種類の互助合作組織の性質について、次のように述べている。

「初級互助組の組員は、かれらの生産資料を完全に私有している

が、しかし、共同労働の性質、すなわち、社会主義の萌芽をもっている。常年互助組は、この萌芽が一段と生長したものである。農業生産合作社は、私有財産の基礎の上にうちたてられたものであって、農民は土地私有権と生産資料の私有権をもっており、出資した土地にしたがって、一定量の収穫物の分配をうけ、かつ、出資した労働用具および家畜にしたがって合理的な代価をうけるという条件から云うならば、それは私有の性質を保持している。しかし、農民が土地を出資して、土地を統一使用することができ労働用具を合理的に使用し、共同で労働し、労働を計算して報酬をきめたり、労働に応じて収穫物の分配を行い、何がしかの公共財産を持つという条件からいならば、常年互助組に比べて、より多くの社会主義的な要素をもつものといえる。同時にこの二つの性質は、現在農業生産合作社と称されるもので、互助運動の現在の過渡期に出現した高度の形式ではあるが、完全な社会主義的集団農場（すなわち高度の農業生産合作社）に比べると、低級の形式であり、したがって、これは社会主義農業に向う過渡的形式であるということをしめしている。しかし、この社会主義に向う過渡的形式は、洋々たる前途をもつ形式である」と。要するに農業生産合作社は互助組の欠点を是正するものであるというべく、その経営面積は互助組に比べればはるかに大きく、その点、ソ同盟のアルテリに似ている。ただ農業生産合作社の場合は、土地は一括協同に使用され、公有化の形をとっているが、完全に私有権

がなくなっているというものではない。すなわち土地は国有として引上げられてはいないし、また組合がこれを取り上げてもない。農民は、自由意志によって、組合への出資として土地を提供するのである。出資であるから、前述のように出資した土地の量と質によって配当が計算される。アルテリの場合は、土地の利と労力ばかりでなく、農機具、役畜などのごとき主要生産手段をも国有化し組合員はその収入の大部分をアルテリから得ている。そして僅かに住宅、住宅附属地としての小菜園、乳牛、家畜のごときものが個人の所有として認められているだけである。

さて、中共中央委員会によって発表された前述の「農業生産互助合作に関する決議」は、互助協同組織の重要性や性質を述べ、互助合作組織を指導する場合には積極的な指導と堅実な前進を、その方針にせねばならぬことを強調しているが、同年一月東北人民政府農業部においても、「共同綱領」と中央の互助合作政策にもとづき、東北各省委が農業生産合作社を指導した経験を綜合して「東北農業生産合作社試行章程」を公布し、一層具体的に、合作社を組織・経営する場合の、組合参加資格、土地と出資、収入分配、生産管理、財務管理などについての処理の基準を提示し、合作運動の円滑な発展のために多くの示唆を与えている。その結果たとえば東北地区では、農業生産合作社に適應した労働組織をうちたて、ノルマ制を實行しはじめた。ために、各地の合作社の労働能率が大いに上がり、生産合作社の生産量と一般互助組の生

産量との間に大きなへだたりをもたらずに至った。

人民政治協商會議全國委員會が発表した一九五三年の國慶節スローガンのなかで、「農業に対する國家の社會主義的改造」が呼びかけられたが、続いて財政經濟委員會李維漢副主任によって「過渡期の全般的方針」が明にされた。また「人民日報」社説は、くりかえし、經濟建設の時期の農民の任務が、社會主義的な工業化への支援と農業の社會主義的改造であることを教えている。その結果は、穀物の國家買付け量の増大、農民の生産準備の活潑化、機械化農業に対する關心の増大、互助協同化運動の昂揚等となって現れている。そしてこのような互助協同化運動の昂揚にこたえて、中國共產党中央委員會は、五三年十二月、三年來の農業生産合作社に対する指導の經驗を総括して「農業生産合作社に関する決議」を行い、これを翌五四年一月に発表した。この決議では、合作社の經營、指導についての具体的な基準が示されているが、農業生産合作社を組織する運動は、共產黨のこのアピールによって、全中國にひろがっていった。そして、遂に各地に、少数ながら完全な社會主義的な農業生産合作社、つまり、コルホーズが生まれた。これらのコルホーズの土地は、これまで私有地であったものをコルホーズの共有としたものや、これまで通り國有であったものや、國有の荒ぶ地を開墾したもの等で、その生産物はすべて労働に應じて分配するという社會主義的な分配の原則によって分けられている。このような農業の集團化は、工業建設の發展に

ともなう農業への生産資材、特に農業機械等の供給が進むにつれてますます促進されるであろうが、そうなれば自ら農業の生産性も高まるから、農民の生活はいやがうえに向上してゆくことになるであろう。因に五四年五月現在では、全國農家戸数の半数以上が互助組及び農業生産合作社の組合員であり、農業生産合作社だけについてみると、その数は九五、〇〇〇、その組合員として一、七〇〇、〇〇〇の農家が参加している。

現在、新中国には、農業關係の合作社としては、前述の農業生産合作社のほかに、供銷（販売、購買）合作社、信用合作社等がある。供銷合作社の供は「供応」銷は「推銷」のことで、供応とは農民の必要とする農機具、肥料、種子その他の生産手段や、農民の日常生活に必要な資料をかれらに提供することであり、推銷とは、農産物を集荷してこれを販売することであって、要するに供銷合作社は、農民が、それをつうじて、集中的にかれらの生産物を國營商業に売り渡し、同時に、國營工業を中心とする工業の諸製品を農村に供給して、これまで中間商人の思うがままの搾取に苦しめられていた農民を救い、さらに市場價格の安定と商品の流通と生産過程を迅速にすることをその目的としている協同組合である。供銷合作社の中心任務は、供応と推銷であるが、推銷のために必要な加工工場、倉庫を經營し、さらに信用事業をも兼ね営んでいるものもある。以上のように供銷合作社は、極めて多角的な業務に当たっているが、それぞれの組合は一個の単独の組合とし

ては存在せず、各組合は基本組合として県連合会に、県連合会は省連合会に、さらに大行政区から全国合作社総社につながっており、さらにまたこの総社は、行政院の商業部や、人民銀行、各行政機関を通じて、各国营企業につながっている。

とも角、供銷合作社は、一つ一つの具体的な業務活動を通じて組合員の個々の利益を国全体の利益に結合し、分散し孤立している個々の組合員である農民に集団生活を教示し、よって農民が漸次社会主義的な集団的な生産にむかってゆくのを援助するという任務を持っているのである。故に供銷合作社経済は、やはり半社会主義的な性格を持つ経済である。

ところで、供銷合作社は、その創設の当初には、その経営において、多くの利益をあげ、組合員への利益配当を多くするというような資本主義的な傾向が多分にうかがわれた。しかし政府は、供銷合作社の任務は、決して多額の利益配当を組合員に与えるということにあるのではなく、農民大衆が実際に必要としているものを満たすということにあるとの見解のもとに、合作社はつくったが農民に余裕がなくて出資金が充分出せないといった組合に対しては国家或は国营企業などから援助資金（中共及び地方政府出資或は国家銀行、国营企業からの借入金及び借入物資）が与えられ、また組合成立後一年間は組合に対して営業税の賦課を免除するとか、営業税を課しても、一般のそれよりは低くするとか、国家銀行からの借入金利子も、国营商業機関が国家銀行から借入れ

た場合の利子よりも安くするとか、また国营商業機関から提供される物資については、いわゆる優待価格で一般卸売価格よりも相当安くするといったように、行政面からも多くの援助を与えなどして、合作社をしてその目を農民大衆の要求に向けしめ、かくして農民大衆の合作社に対する認識を呼びさまし関心をたかめるとともに、他方民主的管理を徹底させた。その結果、国营経済が発展するにつれて、供銷合作社経済も自ら発展の方向をたどった。しかもその発展は、資本主義国家では決して見られなかつたほどすばらしいものである。このような早さは、けだし人民国家でなくては到底経験することのできない特有なものであらうと思う。

殊に、一九五三年からは、五カ年経済建設計画の実行がはじまったが、農村の供銷合作社は、労農同盟を強化し、広汎な農民と小生産者を組織し、国の大規模経済建設に積極的に参加させる役割を持つものであり、そのためには、合作社が農民に生活資料や生産資料を豊富に供給することと、農業増産運動を推進することが肝要であるというので、或る地方では、業務の基本方針として（一）供銷合作社の幹部に対する思想的指導と政策についての学習指導を強化し、農業生産に奉仕するという考えを徹底させ、（二）生産資料を供給する場合、小農経済の特徴を考慮し、またその地方の条件と農民の実際の必要にもとづいて、これを行い、盲目的な主観主義的な態度を克服し、（三）生産資料の供給を農業技術の改良運動と密接に結合し、生産資料の使用法についての技術的の指導を

行なうなどした。かくして、組合の経営方法や組合幹部の仕事のやりかたから、徹底的に、官僚主義や強制命令主義や法令・規律違反のごとき傾向をなくしてしまった(註)。この結果は、やがてその地方における生産資材供給額の大はばな増加となって現われたが、このような事実は、あえてこの地方のみに限られず、全国的なものになりつつあるのである。

註 中国研究所編「中国総覧」三四九—三五〇頁参照。

農村における信用合作組織は、信用互助班、供销合作社の信用部及び信用合作社という内訳となっている。これらの信用合作組織は、農村の零細な資金を組織して、これをその組合員に低利で貸出し、農業、手工業生産の発展を助けるとともに、農民の生活上の困難をも解決することをその任務とするが、より大きな任務は、合作社経済が小農経済に社会主義的改造を加えるテコになるということである。

この種の組織は、現在その大部分は「郷」を単位として組織されているが、国営銀行による農業資金の貸付けの増大とともに、組織は急速にのびている。そればかりでなく、それら組織の発展は、また農業生産の発達を刺戟し、労農同盟を強化する経済的な基礎にもなっている。

農業における互助協同化組織に比べ、漁業のそれはあまり発達していない。がしかし五三年には、漁業生産互助協同化運動を大いに展開し、漁民のうち二五%が組織化されるよう指導すること

が強調され、それに必要な措置が講ぜられた結果、同年の漁獲高は計画高を越えた成績をあげるにいたった。

現在ある漁業生産互助組織には、(一)生産互助組(漁具や労働力を互に助け合っているもので、漁具と労働力を出しあい、それぞれの漁具や労働力に等級をつけ、点数をきめこの点数によって利益を分配するものと、漁具を共有し、実際の労働量によって利益を分配するものがある)。(二)生産輸送互助組(漁船を単位にするもので、数隻が一つの組をつくり、そのうちの一隻が輸送を引き受け、他の船が漁獲を行うもの)。(三)漁農互助組(漁民のなかで土地を持つているものや、海岸や湖の近くに住み、農閑期に副業として漁業を行っている農民が、互助組をつくり、互に食糧を確保しているもの)の三種類があるが、これらの互助協同組織は、個人経営や単独経営の場合に比べ、すべて優秀な成績をあげている(註)。

註 中国研究所編「中国総覧」三四〇—三四四頁参照。

三二

一九五三年十月四日付の「人民日報」に掲載されている中国共産党中央委員、政務院財政経済委員会副主任、国家計画委員会副主席の李富春の論文「中華人民共和国はいかにして工業建設を進展させるか」は、第一次五カ年国家建設計画の基本方針を説明しているが、そのなかで、彼は、中国共産党ならびに全国人民にとって最も主要な任務は「わが国の社会主義的工業を進展させ、農業と手工業の合作社を促進し、わが国を、おくれた農業国から社会

主義的な工業―農業国に、かえていくことである」(註)と力説している。

註 前掲「中国革命の理論」下巻七〇頁参照。

現在、新中国は、重工業を中心とした大規模な経済建設の段階にある。しかし、周知のごとく、中国のようなおくれた農業国では、個人農業・手工業が形成する小商品経済が、国民経済のなかで極めて大きな比重をしめている。例えば一九五二年の全国の手工業の生産総額は、実に一〇〇兆元以上に及び、都市、農村を通じて、手工業労働者と個人経営の手工業者の数は、概ね一、〇〇〇万人余りであるが、農業生産用具の殆どすべてがこれらの手工業者によって生産されているのである。従って中国における農業生産を發展させるためにも、是非これらの手工業の存続、發展をはかる必要がある。しかし、手工業者は、資金が乏しく、従って経営はすこぶる消極的であり、生産もまた全く分散的に行われているためその生産力は大いに低いのであるが、それかといって新しい技術をとり入れるがごときことは、殆ど全く不可能に等しい状態におかれている。従って国家は、個人農業と同じように手工業者が広く合作社を組織するよう指導、援助し、供銷合作社、信用合作社、消費合作社乃至生産合作社のごとき方式を通じて、これらの広汎な手工業者を組織し、漸次その生産関係を改変して、生産力を引きあげ、国营経済と密接に結合された強大な一つの経済要素をつくりだすことに努めている。既に一九五〇年以来、全

国各地で種々の手工業生産合作社が組織されはじめたが、政府はこれに対して課税や資金の貸付け、原料の買入れ、製品の販売などの面で多くの便宜を与えている。

手工業ほどの程度に組織されていたか。一九五二年末には全国で二、〇〇〇の工業生産合作社が設立され、約二〇万人の手工業者が組織されていたが、五三年末には四、八〇六の手工業生産合作社ができ、その組合員数は二九八、〇〇〇人に達し、五三年中の生産総額は五兆二千四百億元にのぼっている。また五三年十一月末から十二月中旬にかけ北京で行われた第三回全国手工業生産合作社会議で、手工業者が現在果している役割の確認とともに、それを生産合作社へ組織する具体的な方法が討議されて以来、手工業合作社の組織がさらに急速に進みつつある。なお、右の会議でたてられた長期目標としては、第一次五カ年計画期間中に強固な基礎をつくり、一九五七年には各種手工業合作社の組合員を五〇〇万人に、生産総額を六〇兆元以上に拡大し、第二次五カ年計画期間中には、全国で大体において手工業生産合作社化を完了する予定であるとのことである(註)。

註 中国研究所編「中国経済年報」(一九五四年四月―八月)四八頁。

しかし、現在、全国各地に組織されている手工業合作社は、すべて各手工業者の私有財産を認めてのものである。故に、農民の合作社が将来必然的に大規模なコルホーズへ移行するのと同様、

日のこれらの個人の私有制を基礎とする手工業のより低い合作社は、将来全国の工業化が普遍的に発展する場合には必ず改められ規模も大きくなり、機械生産が行われるようになり、集团的所有制を基礎とする合作工場或は合作供銷（＝協同販売機関）となる。この時期になれば、半社会主義的な性格を離脱して、社会主義的な大規模のいわゆる「工業合作社」經濟に変わるのである（註）。

註 沈志遠「新民主主義經濟論」七三―七四頁。

「共同綱領」には「工場、機関、学校のなかに、率先して消費合作社をつくる」ことを提唱している。この種の合作社の目的は、都市での一般の賃金労働者が、日常生活に必要な資料を低廉な価格で購入し得られることや、中間搾取や物価変動による損失を防止し得られることなどにあるのであって、既に一九五二年の頃には、都市の消費合作社は三、三四〇が設立され、農村の供銷合作社並に国营商業とともに大きな発展を示している。

四

以上のように、新中国における合作社經濟は、上級及び国营經濟の密接な連けいと、指導ならびに援助のもとに、日ましに發展の方向をたどっている。しかしさらにそれが新民主主義經濟の一つのウクライドとしての役割、すなわち個人經濟から集團經濟にむかう一つのかげ橋としての役割を完全にはたし、社会主義經濟体系の一環としての性格を備えるようになるためには、今後、絶えず国家によって指導、援助が続けられねばならないが、盲目的な前進や成行きまかせ主義に対しては常に注意して、これに反対し絶えず組織の改善・向上に力を注ぎ、他方資本主義經濟の搾取や圧迫と闘い、或はまた資本家や富農（資本家的分子）の破壊的な言論や行動とたたかいを続けていかなければならない。その前途には克服せねばならぬ数多くの障害が横たわっているのである。